

地位確認等請求事件について

1 訴訟の概要

- (1) 提訴日 平成 23 年 5 月 13 日
- (2) 原告 南部児童相談所一時保護所でアルバイト雇用していた保育士
雇用期間：平成 20 年 10 月 17 日～平成 21 年 9 月 30 日
平成 21 年 12 月 1 日～平成 22 年 11 月 30 日
解雇日：平成 22 年 3 月 31 日
- (3) 被告 横浜市
- (4) 請求趣旨 雇用契約上の地位確認、解雇後の金員支払、未払い超勤手当の支払
- (5) 請求金額 4,421,378 円
- (6) 訴訟経過 口頭弁論 5 回開催（平成 23 年 7 月 7 日～平成 24 年 1 月 17 日）
和解協議 12 回開催（平成 24 年 2 月 9 日～平成 25 年 1 月 10 日）

2 和解条項

- (1) 被告は、原告に対する平成 22 年 3 月 31 日付け解雇の意思表示を撤回し、原告及び被告は、同日付けで原告が被告を合意退職したことを相互に確認する。
- (2) 被告は、原告に対し、本件和解金として金 3,426,810 円の支払義務があることを認め、これを平成 25 年 2 月 8 日限り、原告代理人名義の預金口座に振り込んで支払う。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。